

地方創生に向けた文化・スポーツ振興施策の提言

平成27年7月29日
全国知事会

我が国では、この10月にスポーツ庁が設置されるなど、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたスポーツ振興体制の強化に向けた取組が進められる一方、文化の祭典としての文化プログラムの内容が検討されている。また、同大会が、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間直後に開催されることから、事前キャンプや文化プログラムを全国各地で開催することによって、地方創生の一層の推進を図るとともに、日本の文化とスポーツが相互に連携し、世界の人々との交流を通じて、全国民が地方の魅力を再発見できる機会としなければならない。さらに、ラグビーワールドカップ2019、関西ワールドマスターズゲームズ2021などの大規模な国際大会についても、開催に向けた機運の醸成を図るとともに、その効果を全国に波及させる必要がある。

今日、都道府県は、個性豊かな文化芸術活動・アートイベントの推進や、地域に根付いたプロスポーツの振興に対する支援など、魅力ある地域資源を活かした地域活性化や若者の呼び込みに向けて、戦略的な取組を展開している。

こうした地方創生につながる取組を受けて、伝統芸能、文化財など地域の文化資源をストーリーでつなぎ、ブロック単位で国内外へ魅力を発信することや、スポーツビジネスの振興に向けて同様の取組を進めている地域間の連携に対する支援、そうした活動を担う人材の育成などが求められている。また、それらの活動基盤にもなっている、公立の文化・スポーツ施設・設備の多くは、老朽化が進んでおり、特に支援に積極的な企業の少ない地方においては、長寿命化・機能向上などに向けた整備を図る必要がある。

これらを踏まえ、文化とスポーツの振興が青少年の育成や、国民の健康増進、さらには交流人口の拡大と地域の活性化に大きな役割を果たし、日本創成につながるよう、以下の事項について要請する。

- 1 交流人口の拡大による地方創生という観点から、文化・スポーツを活かしたまちづくりを戦略的に推進するため、地方がその実情に応じて実施する、基盤施設の整備や既存施設の更新・機能向上に対して、新たな国の支援策を創設するとともに、既存制度の弾力的な運用を図ること。併せて、これらを推進するための地方債の発行を認めるとともに、その償還に対する交付税措置を講じること。

- 2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、ラグビーワールドカップ2019、関西ワールドマスタースゲームズ2021などの大規模な国際大会の開催効果を全国に波及させるため、以下の取組を推進すること。
 - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムにおいて、地方が主体的に取組を実施できるよう、プログラムの包括的な枠組みを早期に策定すること。
 - 文化プログラムや大会開会式において、地域の祭りや国指定重要無形民俗文化財など、日本の伝統文化を発信する場を創設すること。
 - 選手村をはじめとするオリンピック関連施設に、循環型木材産業の振興のためにもCLT等の木質素材を率先して利用し、日本が誇る「木の文化」を全世界にアピールすること。
 - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を各地の特産品の振興に寄与する機会と捉え、各種施策を推進するとともに、訪日外国人旅行者に対し優遇措置等を講じることにより全国各地に誘導すること。
 - 国際的な芸術祭の開催や若者を中心とした新たな文化創造、障害者の芸術文化の振興、国民文化祭の新たな展開など、地方における文化芸術活動の取組への支援の充実・強化を図ること。
 - 地方における選手強化の取組、事前キャンプの誘致、指導者やボランティアを含めた人材育成、障害者スポーツの推進などに対して支援を行うこと。
 - 文化とスポーツの一体的な振興や、ICTを活用した地域資源の発信力強化、スポーツ関連企業とも連携した地域健康づくりなど、地方の創意工夫ある取組に対する新たな交付金や、関係省庁が連携した包括的な支援等の措置を講じること。